

令和元年度（2019 年度）

安全報告書

2020年8月

熊本市交通局

目 次

1 輸送の安全確保に関する基本的な考え方	2
1. 1 安全に関する基本方針	2
1. 2 安全目標	2
2 輸送の安全確保に関する管理体制及び基本的事項	2
2. 1 安全管理体制	3
(1) 安全管理組織	3
(2) 安全管理者	4
2. 2 安全確保の基本的事項	5
(1) 安全管理規程	5
(2) その他の規定等	5
(3) 内部監査制度	5
3 輸送の安全の実態	6
3. 1 軌道運転事故	6
3. 2 輸送障害	6
3. 3 自然災害	6
3. 4 インシデント	6
4 輸送の安全確保に関する措置	6
4. 1 安全運転推進計画の策定	7
(1) 目 的	7
(2) 安全運転に向けた諸施策	7
(3) 計画の進行管理	9
4. 2 人材対策	10
4. 3 設備対策	11
4. 4 その他	11

1 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

1. 1 安全に関する基本方針

基本方針

私たちは、安全第一の意識をもって事業活動が行えるよう努めるとともに、軌道施設、車両及び軌道事業に関する職員を総合活用して輸送の安全確保に努めます。

行動規範

熊本市交通局の安全に係る行動規範は次のとおりに定めています。

- (1) 安全の確保は輸送の生命である。
- (2) 規程の遵守は安全の基礎である。
- (3) 執務の厳正は安全の要件である。
- (4) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- (5) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- (6) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

1. 2 安全目標

令和元年度（2019年） 安全目標

- ・ 事故件数を毎前年度より減少させるとともに、重大事故の撲滅を目指す。

2 輸送の安全確保に関する管理体制及び基本的事項

2. 1 安全管理体制

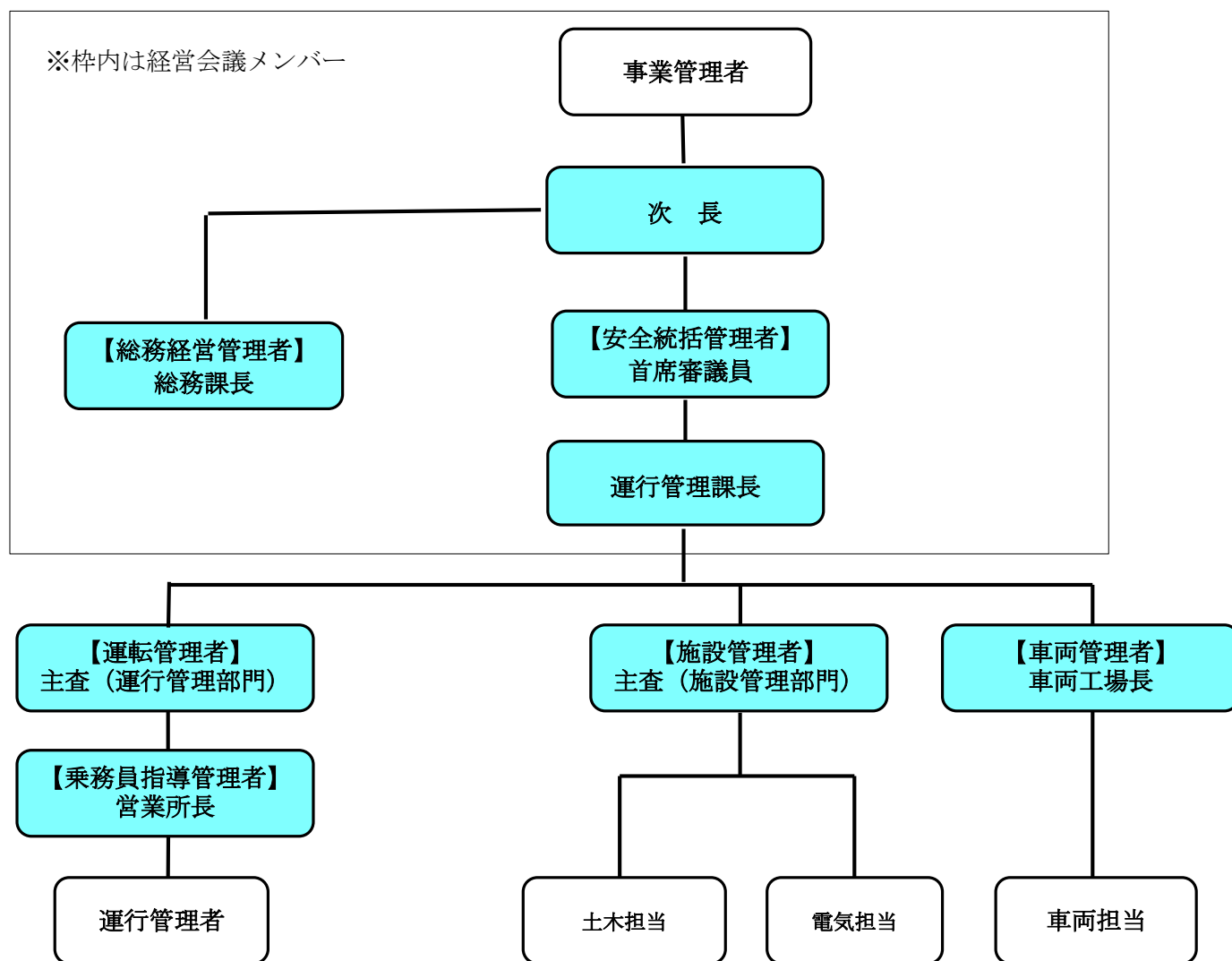
(1) 安全管理組織

平成18年10月に安全管理規程を制定し、事業管理者をトップとする安全管理体制を構築・運用しています。安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者等の管理者それぞれの責任を明確にし、安全確保のための役割を担っています。

安全管理体制図は以下のとおりです。

安全管理体制図

平成31年（2019年）4月1日現在



: 安全管理規程で定められた管理者

(2) 安全管理者

事業管理者は、安全統括管理者等を選任するとともに、事業管理者をはじめ輸送の安全の確保に係るそれぞれの責任者の役割及び権限について定めています。

役 職	役 割
事業管理者	輸送の安全の確保に関する責任を負う。
安全統括管理者	軌道施設、車両及び運転取扱いの安全性並びに各部門間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮のもと、運転関係の係員並びに施設及び車両を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するため、運行計画の設定及び改定、乗務員及び車両の運用、車両の運行の管理、乗務員の育成及び資質の保持その他運転に関する業務を管理する責務を有する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の維持管理並びに充足状況に関する定期的な確認及び運転管理者への報告の業務を行う責務を有する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮のもと、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう軌道施設を維持管理する業務を管理する責務を有する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮のもと、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう車両を維持管理する業務を管理する責務を有する。
総務経営管理者	投資計画、予算計画、要員計画その他必要な計画の検討に当たり職員及び設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行う。

2. 2 安全確保の基本的事項

(1) 安全管理規程

平成18年10月に制定しました安全管理規程につきまして、1. 1の安全に関する基本方針に基づき各安全管理者の責務を明確にし、輸送の安全の確保に必要な具体的な行動を定めています。

この安全管理規程は関係職員に配布し、周知を図っています。

(2) その他の規定等

安全管理規程関係の規定等は以下のとおりです。各職員はこれらのマニュアル類に基づき輸送の安全の確保に努めています。

- ① 施設関係（土木）
 - ・ 軌道整備心得
- ② 施設関係（電気）
 - ・ 電気設備保守心得
- ③ 車両関係
 - ・ 車両整備心得
- ④ 施設・車両事故発生時の時間外緊急連絡網及び処置表
- ⑤ 運転関係
 - ・ 軌道運転取扱心得

(3) 内部監査制度

令和元年度（2019年度）は、内部監査員による内部監査を実施し、トップのコミットメントを始め全局体制で輸送の安全の確保を図りました。

3 輸送の安全の実態

3. 1 軌道運転事故

過去 5 年間の軌道運転事故の発生件数、死傷者数の推移は次のとおりです。

年 度	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
事故件数	0	1	2	1	0
死傷者	0	2	0	1	0
うち死亡者	0	0	0	0	0

3. 2 輸送障害

令和元年（2019 年度）度は、1 件でした。

3. 3 自然災害

令和元年（2019 年度）度は、自然災害による運行停止は、0 件でした。

3. 4 インシデント

令和元年度（2019 年度）は、国土交通省へのインシデント報告は 2 件でした。

※ 事故等種別について

1 軌道運転事故とは

軌道事故等報告規則に定める『車両衝突事故』『車両脱線事故』『車両火災事故』『踏切障害事故』『道路障害事故』『人身傷害事故』『物損事故』をいいます。

2 輸送障害とは

運転事故以外で本線上において運転に支障を生じるものをいいます。

3 自然災害とは

『地震』『冠水』『台風』等をいいます。

4 インシデントとは

運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

4 輸送の安全確保に関する措置

4. 1 安全運転推進計画の策定

(1) 目 的

平成20年10月12日の事故を教訓として、更なる安全運転の徹底と安全文化の醸成に向けて、管理体制や施策の強化・見直しを図るとともに、職員一人ひとりが自主的に安全対策を考え実践していく組織へ改革する取り組みの一環として、職員が日常業務の中で体感し立案した対策も加え、平成22年2月に安全運転推進計画を策定しました。

(2) 安全運転に向けた諸施策

① 安全運転への積極的な姿勢を向上させます

ア 職員研修の充実

運行管理者、各施設係合同による安全管理研修のほか、外部専門講師等による研修及び専門インストラクターによる現任者接遇研修及び車両・施設の適正管理に向けた研修などを実施し、研修時における意見交換及び問題意識の共有化を図る取り組みなどを実施しました。その際、全職員が履修できるよう勤務形態にあった研修実施に努め、職員全体の安全意識の向上を図りました。また、事故発生時の処理・対応に係るマニュアルの充実を図り、全職員に周知徹底しました。

イ 運転技能の向上

全乗務員を対象に、年間を通して「運転実務検定」を実施し、運転技能を確認したうえでその結果を個人指導に活用しています。また、運転実務経験の浅い運転士に対して、運転取扱いや基礎知識を再認識させる研修を実施し、運転技能の向上を図りました。

ウ 個人指導の充実

添乗監査や運転状況映像記録の評価等を活用し、運転管理者、乗務員指導管理者、交通安全専門員(非常勤嘱託職員として雇用)などが、事故や苦情のあった乗務員に対して、運転や接遇サービスの特性・癖等について改善指導を行い、運転・接遇技能の向上を図り安全運転への取り組みを強化しました。

エ 情報の共有化

各営業所で独自に定める安全運転の目標や達成状況、発生した事故の状況、乗務員からの「ヒヤリハット」の情報等を営業所内に掲示するとともに、運転士の必読・確認を徹底しました。また、緊急の連絡事項などが正確に伝達できるよう、連絡の徹底を図りました。今後も引き続き情報の共有化を図ります。

オ 「事故〇の日」の設置

重大事故が発生した１０月１２日を「事故〇の日」と定め、このような事故を二度と起こさない決意を毎年新たにするとともに、安全運転の徹底について、交通局を挙げて点検、確認を行いました。

カ 表彰制度等の拡充

成績優秀な乗務員等の表彰について、「優良乗務員表彰」制度の復活及び区分（連続無事故年数）の見直しを行うなど表彰制度を充実し、乗務員の更なる努力を促進することで、「事故を起こさない」「起こさせない」といった安全文化の醸成を引き続き図っていきます。

キ 安全運転必携の活用

平成２２年度に「安全運転必携」を作成し、全乗務員に携帯させています。今後も、「軌道運転取扱心得」と併せて点呼体制の確立や指導にも活用していきます。

② より安全に運行できる環境を整えます

ア 運行ダイヤの見直し

利用者の利便性向上と、効率的な運行ダイヤの編成に向け今後も適宜見直しを行い、その際、ダイヤに見合った乗務員の定員管理、運行に余裕のあるダイヤ編成に努めます。

イ 施設や車両等の維持管理の適正化

軌道の計画的な改良工事や適正な保守作業を行うほか、熊本市交通政策総室の計画に基づき関係機関との協議・連携を図りながら、電停の改良、安全確保に向けた車両の整備等（旧型電車の乗降ステップ改良など）を進めました。

ウ 運転状況記録装置の設置と活用

平成２２年１０月から、映像・音声を記録するドライブレコーダーの運用を開始し（全車両に設置）、乗務員の研修や個人指導、事故、防犯、乗客とのトラブル等の解決、更には事故発生時の客観的かつ迅速な処理に活用しました。

エ アルコールチェッカーの活用

各営業所に設置したアルコールチェッカーで業務就労時に呼気アルコールを検査し、飲酒運転の撲滅を図っていますが、今後も徹底します。

オ ホームページ等の活用

軌道敷進入時の注意事項、電車の制動距離、事故の事例及びマナーアップの啓発などをホームページ、交通局公式 Twitter、電停及び車内などに掲載し、電車運行の定時制確保や事故防止への協力を市民等に呼びかけ、安全文化の醸成を図りました。

③災害発生に対する対応

自然災害発生時の運転取扱いについて（運行停止基準）

地震や台風などの自然災害が発生した場合は、次のとおり基準を定め、輸送の安全を確保します。

- 地震発生時

震度4・・・全車両、運行速度 20km/h 以下で注意運行し、施設管理者に点検を依頼します。施設管理者の安全確認が報告された場所より、順次注意運行を解除します。

震度5弱以上・・・全車両、橋梁・交差点など危険と思われる箇所を避け、停止し、施設管理者の安全確認が報告された場所より、順次注意運行を再開します。

- 台風等暴風時

暴風による運転休止の基準は、風速 25m/s 以上とします。

(3) 計画の進行管理

この計画の掲げる諸施策の実施にあたっては、実施プログラムを作成し着実な推進を図ります。また各施策は、安全運転をはじめとする輸送の安全確保に重要であることから、軌道や電停の改良工事など「交通事業経営健全化計画書」に位置づけ年次計画に基づき実施するものを除き、速やかに実施いたします。更には計画の進行管理として、労使代表者などで構成し毎月開催している「交通安全推進委員会」において各施策の実施状況、成果の検証、必要に応じた見直し等について検討し、更なる向上へ向けて柔軟かつ迅速な対応に努めます。

4. 2 人材対策

令和元年度（2019年度）の職員研修結果は次のとおりです

	監 督	運 転 士	トラムガイド	教 習 生
4月	事故防止定例会議	緊急事故防止研修		
5月	安全管理研修 緊急事故防止研修	緊急事故防止研修	緊急事故防止研修	
6月		フォローアップ研修 1年・3年（前期）		
7月	事故防止定例会議			
8月				
9月	事故防止定例会議	フォローアップ研修 1年・3年（後期）		
10月	接遇研修	接遇研修 語学研修	接遇研修 語学研修	接遇研修 語学研修
11月		現任者接遇研修	現任者接遇研修	現任者接遇研修
12月	年末年始総点検研修	年末年始総点検研修	年末年始総点検研修	年末年始総点検研修
1月	事故防止定例会議		新規採用施設研修	
2月				
3月				

4. 3 設備対策

令和元年度（2019 年度）の設備投資は、次のとおりです。

軌道関係

- ・二本木口単線分岐外2箇所のレール整正を行いました。
- ・健軍町分岐及び市立体育館前軌条更换工事を行いました。
- ・段山町付近の電柱建替えを行いました。（2本）
- ・河原町（上下）及び通町筋（上り）の電停改良工事を行いました。
- ・軌道敷カラー塗装（3 交差点）
- ・ポールコーン設置（3 箇所）
- ・大江入出庫用交通信号制御機の更新を行いました。
- ・踏切降下反応灯の更新を行いました。

車両関係

- ・9701 号車大規模改修をおこないました。
- ・8503 号車シート改修をおこないました。

クロスシート→ロングシート

- ・電車車室内灯 LED 化（8 両）をおこないました。
- ・デイライト設置（15 箇所）をおこないました。
- ・蛍光テープ貼付（37 両）をおこないました。
- ・サンバイザー取替（全車両）をおこないました。
- ・フロントガラス・側窓・サイドミラーのガラ
- ・研磨作業をおこないました。（14 両）
- ・工場内に墜落防止装置を 4 箇所設置しました。

4. 4 その他

飲酒運転撲滅に向けて、運転部門の職員は全員出勤時にアルコールチェッカーで飲酒の有無を確認しています。また、一般職員も出勤時にアルコールチェッカーでの確認を義務付けて、行っています。